

平成29年度福島県 一般会計 歳入歳出決算審査意見 特別会計

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成29年度福島県一般会計

平成29年度福島県公債管理特別会計

平成29年度福島県土地取得事業特別会計

平成29年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

平成29年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計

平成29年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計

平成29年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

平成29年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計

平成29年度福島県港湾整備事業特別会計

平成29年度福島県流域下水道事業特別会計

平成29年度福島県証紙収入整理特別会計

平成29年度福島県奨学資金貸付金特別会計

2 審査の期間

平成30年7月30日から同年9月3日まで

3 審査の手続

平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などの審査に当たっては、

(1) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか

(2) 予算の執行は、議会の議決に沿い、かつ、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、効率的、合理的に執行されたか

(3) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか

(4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われたか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求めて関係部局の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて慎重に審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、関係諸帳簿、証書類及び県指定金融機関発行の公金・収支現在高報告書の計数と符合しており、正確であることを確認した。

また、予算の執行、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善又は検討を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、平成29年度の決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

平成29年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が1兆6,237億3,047万4,473円、歳出が1兆5,568億8,288万352円となり、前年度に比較して、歳入で24.9%、歳出で24.8%それぞれ減少した。これは、東日本大震災及び原子力災害対応等に係る事業費が減少したことによるものである。歳入では、地方消費税清算金、県税などが増加し、国庫支出金、繰入金などが大幅に減少している。歳出では、教育費、総務費などが増加し、衛生費、災害復旧費などが大幅に減少している。

歳入決算額の財源別状況をみると、自主財源は地方消費税清算金や県税が増加したが、繰入金などが減少したことにより、前年度に比較して23.8%減少し、構成比は0.8ポイント増の49.0%となった。一方、依存財源は、国庫支出金などが減少したことにより、前年度に比較して25.9%減少し、構成比も0.8ポイント減の51.0%となった。

歳出決算額の性質別状況をみると、義務的経費は、前年度に比較して4.3%減少し、構成比は5.4ポイント増の25.3%となった。投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費が減少したことにより、前年度に比較して11.9%減少し、構成比では3.2ポイント増の21.9%となった。また、その他の経費は、前年度に比較して35.4%減少し、構成比では8.6ポイント減の52.8%となった。

この結果、歳入歳出差引額は668億4,759万4,121円となり、この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は72億7,031万8,134円の黒字、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は10億3,686万9,329円の赤字となっている。この単年度収支額に財政調整基金への積立金及び地方債繰上償還金を加算し、財政調整基金からの取崩額を差し引いた実質単年度収支額は、7億4,064万9,898円の赤字（平成28年度は46億1,883万2,561円の赤字）となっている。

(2) 特別会計

公債管理特別会計など11特別会計合計の歳入歳出決算額は、歳入が673億4,729万3,544円、歳出が640億4,315万946円となり、前年度に比較して、歳入で14.8%、歳出で15.0%それぞれ減少している。

これは、主に港湾整備及び流域下水道の事業費が減少したことによるものである。

この結果、歳入歳出差引額は33億414万2,598円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は30億5,363万8,010円の黒字となっている。

2 意見

平成29年度の決算額は大きく減少したものの、本県の財政は、「復興」及び「地方創生」の推進のため、避難地域の再生や新産業の創出に向けた広範かつ多額の財政需要をはじめ、人口減少・高齢化対策の経費など、予算規模が今後も高い水準で推移すると見込まれる。また、後年度の財政負担となる県債残高が、平成29年度末で1兆4,573億円と前年度末から229億円増え、年々少しずつ増加していることから、歳入・歳出のバランスのとれた財政構造を維持するため、より一層、健全な財政運営に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、県税収入をはじめとする歳入の確保に努めるとともに、組織横断的な視点で連携を図りながら、より計画的・効率的な事業執行に努め、復興と地方創生に向けた取組の成果を県民一人一人が実感できるよう「新生ふくしま」の実現に向けて、第3次復興計画及び「ふくしま創生総合戦略」を着実に推し進められたい。

また、以下の事項に特に留意して、事業執行に取り組まれたい。

(1) 予算の執行

ア 収入未済の縮減

収入未済額は、国庫支出金を除き、一般会計で79億9,559万円、特別会計で8億131万円、合計で87億9,690万円となっており、前年度に比較して2億2,202万円減少している。

自主財源の柱である県税の収入未済額は前年度に比較して7,496万円、1.8%減少して40億1,474万円となっているものの、国庫支出金を除く収入未済額における県税の割合は45.6%と高いことから、今後も厳しい財政状況が続く中、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図る必要がある。

また、税以外の収入にあっては、前年度に比較して1億4,706万円減少しているものの、特別会計を含め47億8,216万円の収入未済が生じていることから、新たな収入未済の発生防止を図るとともに、負担の公平性・公正性を堅持する観点から、債権管理及び徴収に関するマニュアルを整備・更新の上、滞納者個々の実態に即した適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ、収入の確保に努力されたい。

なお、一般会計の不納欠損額は9億650万円で、前年度に比較して5億4,525万円、250.9%増加している。今後とも、収入未済の縮減に最大限取り組んだ上、真に回収が困難なものの速やかな不納欠損処分に努められたい。

イ 繰越の縮減

翌年度繰越額は、土木費で805億4,764万円、農林水産業費で343億6,928万円、災害復旧費で317億2,432万円など総額で1,625億6,145万円となっており、前年度に比較して422億9,949万円減少している。震災から7年が経過した中、産業の再生や県民の安全・安心確保のためには、早期の事業完了が必要で

あることから、より計画的な事業管理及び適正な事業執行に努め、繰越の縮減を図られたい。

(2) 財務事務の適正な執行

ア 事務処理能力の向上と内部統制の整備

定期監査では、定例的な収入・支出事務はセルフチェック表の活用等によりおおむね適正に処理されているものの、収入の調定時期遅延や算定の誤り、支出事務手続きの漏れなど、一部に不適切な事務処理が認められたことから速やかな是正・改善を求めてきたところである。

これら不適切な事務処理の多くは、業務量が大幅に増加し複雑化している現状にあって、所属における業務に対する理解や内部統制が十分でないことなどに起因したものとなっている。このため、専門的知識と経験を有する職員を活用するなど、財務事務研修の更なる充実に努めるとともに、管理職も含めた職員全体の財務に関する事務処理能力の向上に努められたい。

また、不適切な事務処理の発生防止のため、各事務事業の実施に当たっては、発生しうるリスクを十分に分析し、リスクの高低に応じた実質的なチェック体制の強化に努められたい。

さらに、地方自治法が改正され、内部統制に関する方針の策定等について規定されたことから、平成32年度の施行に向けて計画的に取り組まれたい。

イ 補助事業の適正な執行

補助金は、行政施策の遂行を補完する手段として重要な役割を担っていることから、規則等にしがたがって適正に事業を執行するよう補助事業者に対して指導を徹底するとともに、補助金の不正受給事案が発生していることを踏まえ、現地調査、書類の現物確認など実効ある成果確認に努められたい。

ウ 財産の適正管理

県有財産は、行政目的を達成するために欠かせない重要な財産であり、庁舎や学校などは災害時の拠点ともなることから、「福島県公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点から維持管理・長寿命化に取り組む必要がある。また、重要物品などの適正な保管管理やその有効活用に引き続き努められたい。

基金については、前年度に比較して72億9,531万円、0.9%増加して、年度末現在高は8,521億6,724万円と依然高い水準にあり、引き続き、その設置目的に沿った有効な活用及び適正な管理に努められたい。